

藤沢市子ども・子育て会議条例の一部改正について  
藤沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
藤沢市子ども・子育て会議条例（平成25年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、及びこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。次条第1項第3号において同じ。）の推進を図るため、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の認可にあたっての意見に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市子ども・若者共育計画の運用を開始することに伴い、当該計画の適切な進捗管理を図るため、所要の改正をする必要による。